

労働者派遣事業

事業報告書の作成について
資料

令和6年4月
宮崎労働局 職業安定部
需給調整事業室

目 次

事業報告等の提出期限について……………	1
事業報告書の提出にあたっての留意事項……………	2
事業報告書ご記入の参考……………	3～19

(※15～19は、様式第11号の記載要領です。)

《参考1》

労働者派遣事業収支決算書(様式第12号)……………	20
---------------------------	----

《参考2》

関係派遣先派遣割合報告書(様式第12号-2)……………	21
-----------------------------	----

《参考3》

日本標準職業分類……………	22～24
---------------	-------

労働者派遣事業の詳細については、「労働者派遣事業関係業務取扱要領」をご覧ください。

「労働者派遣事業関係業務取扱要領」は、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)に掲載しています。

令和6年度 事業報告書の提出期限について 《自社の決算月をご確認ください。》

＜ 提出期限 ＞

○労働者派遣事業報告書（年度報告）（6月1日現在の状況報告）

→ **令和6年6月3日(月) から、令和6年7月1日(月) まで**（※郵送の場合には、7月1日必着）

＜ 提出部数 ＞ ・ 正本1通・写し2通

＜ 添付資料 ＞ ・ **労使協定書の写し2通**（※労使協定方式を採用している事業主(所)のみ必要）

・ 社内規定の写し2通（※労使協定が就業規則や賃金規定等を参照している場合、その該当箇所の写し）

・ 切手を貼付した返信用封筒（※郵送で提出する場合のみ必要）

・ 同等以上であることを確認した旨の**確認書及び確認を行った別表**（一般賃金との比較をした）の写し2通

◎令和6年6月報告分から、様式第11号が改訂されておりますので、新様式での報告をお願いいたします。
（派遣事業及び請負事業売上欄が第1面から第2面に変更）

◆労働者派遣事業報告書(年度報告)【様式第11号】

決算月	報告対象期間	提出期限
12月	2023年1月1日 ~ 2023年12月31日	令和6年7月1日(月)
1月	2023年2月1日 ~ 2024年1月31日	
2月	2023年3月1日 ~ 2024年2月28日	
3月	2023年4月1日 ~ 2024年3月31日	
4月	2023年5月1日 ~ 2024年4月30日	
5月	2023年6月1日 ~ 2024年5月31日	
6月	2022年7月1日 ~ 2023年6月30日	
7月	2022年8月1日 ~ 2023年7月31日	
8月	2022年9月1日 ~ 2023年8月31日	
9月	2022年10月1日 ~ 2023年9月30日	
10月	2022年11月1日 ~ 2023年10月31日	
11月	2022年12月1日 ~ 2023年11月30日	

＜その他、労働者派遣事業主が提出すべき報告書＞

上記の労働者派遣事業報告書（年度報告）（6月1日現在の状況報告）以外に、下記の報告も必要となります。

巻末に参考として記載例を掲載しておりますので、ご参照ください。

なお、その都度御提出案内はいたしませんので、各事業主にて提出期限の管理をお願いいたします。

○労働者派遣事業収支決算書（様式第12号）

○関係派遣先派遣割合報告書（様式第12号-2）

派遣元事業主の **事業年度経過後3カ月以内**

※様式第11号とは別で郵送提出する場合は返信用封筒（切手を貼付した）を同封してください。

労使協定方式を選択する派遣元事業主の皆さまへ

必ずご確認ください。

◆労使協定方式を選択している場合は、労働者派遣法第30条の4に基づく協定(写)等を添付してください。

□労使協定書上で具体的に内容を定めず、就業規則などによることとしている場合は、**労使協定で引用している就業規則などの該当部分**も併せて添付してください。

□**令和6年6月1日時点で有効期間中**の労使協定を添付してください。

□有効期間中の**賃金の額に関する確認書(※)**も添付してください。

※労使協定の有効期間中(例:令和5年4月1日から令和7年3月31日)に一般賃金の額が変更(新たな局長通達が発出)され、且つ、比較した結果、派遣労働者の賃金が一般賃金以上になっている場合には、同等以上を確認した旨の書面を添付することが必要です。(確認書には必ず確認を行ったことが分かる別表を添付すること)

もし、同等以上になっていない場合は、派遣労働者の賃金を引き上げ、労使協定を再度締結し直すことが必要です。

□労使協定は、写しを2部添付してください。(就業規則等引用している場合には、引用している該当箇所の写しも2部必要です。)

【！！ご注意ください！！】

労働基準法の36協定を添付される例がございます。事業報告で添付が必要なのは、「派遣労働者の同一労働同一賃金に関する労使協定(労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく)」です。

派遣実績のない場合も必ず提出が必要です。

実績が無い場合、「派遣実績なし」と、余白に記入してください。

ただし、

①第1面…全ての項目

②第2面…(1)①(全労働者数)、(2)労働者派遣事業の売上高、(3)請負事業の売上高、(5)②(総件数=0件)「労働者派遣契約がなかった」に、○(マル)は記載すること!

③第5面(8)マージン率等の情報提供の状況

④第6面(9)①キャリアコンサルティング

許可番号	派45-*****
事業所枝番号	1
許可年月日	平成24年 10月 1日

事業所枝番は、許可証左下に記載

労働者派遣事業報告書 (年度報告)
(6月1日現在の状況報告)

令和6年 6月 15日

・提出者は法人名(個人事業主は代表者名)

提出者 株式会社 労働商事
代表取締役 宮崎 ○○

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第1項の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。

(ふりがな)	かぶしきがいしゃ ろうどうしょうじ		
1 氏名又は名称	株式会社 労働商事		
2 住所	〒(880-****) 宮崎県宮崎市橘通東*丁目*番*号 (0985) ** -****		
(ふりがな)	こうやま まるまる	役名	
3 代表者の氏名 (法人の場合)	甲山 ○○	代表取締役	
(ふりがな)	かぶしきがいしゃ ろうどうしょうじ みやこのじょうえいぎょうしょ		
4 事業所の名称	株式会社 労働商事 都城営業所		
5 事業所の住所	〒 宮崎県都城市上町*番地** ○○ビル2		
6 大企業、中小企業の別	1 大企業	② 中小企業	
7 産業分類	名称	労働者派遣業	分類番号 9121(4ケタ)
8 事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日	R5年1月1日	~	R5年12月31日
9 民営職業紹介事業との兼業	① 有	2 無	
10 親会社の名称	株式会社ロウドウホールディングス		
①労働者派遣事業の許可番号		②民営	
11 請負事業の実施	① 有	2 無	うち構内請負の実施 1 有 ② 無
12 備考			

※労働局記入欄

I 年度報告

・全ての労働者数で、派遣労働者以外の者も含む

第1面8欄に記載した期間の売上高を、消費税込み、円単位で記載(報告事業所単位で報告)

※派遣・請負売上高欄が変更になりました!

(1) 派遣労働者数等雇用実績 (実人数)

(報告対象期間末日現在)

	計	通算雇用期間が1年以上の派遣労働者		通算雇用期間が1年未満の派遣労働者	
		うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者
①全労働者	100	—	—	—	—
②派遣労働者総計	40	30	20	10	3
③無期雇用派遣労働者	10	10	10	0	0
④有期雇用派遣労働者	30	20	10	10	2

(2) 労働者派遣事業の売上高

81,527,609

※労働者派遣事業を行う事業所ごとの労働者派遣事業の売上高について、決算後の金額を記載

(3) 請負事業の売上高

52,081,763

※当該事業所で請負事業を行っている場合の請負事業に係る売上高について、決算後の金額を記載

⑤日雇派遣労働者	2	0	雇用安定措置の対象
----------	---	---	-----------

⑥登録者 ※	20	—	—	—
--------	----	---	---	---

※登録制度のある事業主のみ

※登録制度をとっている事業所で、登録されている人数。(現在派遣されている者を含む)
※過去1年で雇用実績がない方は除く

8欄に記載した期間の売上高を、消費税込み、円単位で記載(報告事業所単位で報告)

※請負、委託、委任、準委任等の名称で締結されている、他社から発注された業務に

海外派遣労働者数 (実人数)

0

派遣先に関する事項

①派遣先事業所数 (実数)

15

・報告対象期間中、実際に派遣されていた派遣先事業所数

②労働者派遣契約の期間別件数 (延べ件数)

総件数	期間										労働者派遣契約がなかった	
	1日以下のもの	1日を超え7日以下のもの	7日を超え1月以下のもの	1月を超え2月以下のもの	2月を超え3月以下のもの	3月を超え6月以下のもの	6月を超え12月以下のもの	1年を超え3年以下のもの	3年を超えるもの	3年以上		
215	0	0	0	52	150	6	0	7	0	0	0	実績が無い場合は〇(マル)を!

(6) 教育訓練 (キャリア)

・報告対象期間中に締結した労働者派遣契約(個別契約)に係る派遣期間について、期間別の件数(個別契約書の枚数)を該当欄に記載

【記載漏れ多発!】

①労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

教育の内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号	教育の方法の別	教育の実施主体の別	受講した派遣労働者数	1人当たりの平均実施時間	
					教育の内容
イ 3 4	作業手順訓練	2	1	30	1
ロ 5	腰痛防止教育	2	1	30	1
ハ 6	整理・整頓・清掃・清潔訓練	2	1	30	1
ニ 1 2	危険予測訓練	2	1	30	1
ホ 7	災害防止訓練	1	2	30	2

2項目まで記入可能

報告対象期間中に実施した雇入れ時の教育につき、派遣先にも聴取し記載
5ページに参考資料あり

③主な派遣先事業主 (取引額上位5社)

氏名又は名称	所在地
株式会社ハロー中央	宮崎県宮崎市柳丸町
ロウキ物産株式会社	宮崎県延岡市大貫町
株式会社	宮崎県延岡市塚町
株式会社	鹿児島県鹿児島市山下町
日南合調株式会社	宮崎県日南市戸高

・上位5社の法人名と本店住所(市町村まで)を記載

・紹介予定派遣の実績がある場合は、その実績を記載
(派遣・紹介許可取得事業所のみ該)

②その他の教育訓練 (①及び (11) に係るものを除く)

訓練の内容	訓練の方法の別	訓練の実施主体の別	訓練費負担の別	賃金支給の別	1人当たりの平均実施時間
イ コンプライアンス研修	2	1	1	1	1

「OJT」・・・業務の遂行過程内で行う教育訓練

(7) 紹介予定派遣に関する事項

イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数 (人)	ロ 紹介予定派遣により労働者を派遣した人数 (人)	ハ 紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数 (人)	ニ 紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用につながった労働者数 (人)
5	4	4	2

(8) 雇用安定措置 (法第30条) の実績

※報告対象期間内における通算雇用期間が1年以上の有期雇用労働者 (60歳以上は対象外) について実績を記入

期間	対象派遣労働者数	第1号の措置 (派遣先への直接雇用の依頼) を講じた人数		第2号の措置 (新たな派遣先の提供) を講じた人数		第3号の措置 (派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用) を講じた人数		第4号の措置 (その他の措置) を講じた人数		備考
		うち、派遣先で雇用された人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	教育訓練 (雇用を維持したままのものに限る)	紹介予定派遣 (※2)	左記以外のその他の措置		
計	6	3	1	1	1	1	5	3		
3年見込み	2	2	1	1	1	1	3			
2年半から3年未満見込み	1	1								
2年から2年半未満見込み	1							1	努力義務のため	
1年半から2年未満見込み	0									
1年から1年半未満見込み	0									
1年未満見込み (※1)	2							2	努力義務のため	

記入については、6ページ、7ページを参照

※1 「1年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者 (登録中の者を含む) に限る。

※2 (7) 欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数 (人)」の内数であること。

(第2面(6)①参考資料)

労働安全衛生法第59条の規定に基づく労働安全衛生教育について

教育の内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号は以下のとおり

- 1号.機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関する事
- 2号.安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関する事
- 3号.作業手順に関する事
- 4号.作業開始時の点検に関する事
- 5号.当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する事
- 6号.整理、整頓及び清潔の保持に関する事
- 7号.事故時等における応急措置及び退避に関する事
- 8号.前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

全
事
業
場
実
施

労働者の作業内容を変更したとき

- 9. 上記1～8のうち、該当労働者が従事する業務に関する必要な事項

危険又は有害な業務に労働者をつかせるとき

- 10. 危険又は有害な業務に関する安全又は衛生のための特別の教育

以下の業種でない事業場の労働者は、1～4の教育を省略できる。(※～R6.3まで)

○林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業

○製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゆう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゆう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

※事業者は、労働者を雇い入れたとき、作業内容が変更したとき、危険又は有害な業務に就かせるときには、当該業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならないとされています。

派遣先で行われたものも確認し、実施した状況を記載してください。

【安全衛生法 改正について】

令和6年4月より、雇入時等の教育のうち、特定の業種では、1～4の教育項目の省略が認められていましたが、当該省略規定が廃止となります。

第2面(8)雇用安定措置 記載例のご紹介 (一例ですので、記載の参考にしてください。)

【事例】雇用安定措置対象者5名であった場合

- ・対象派遣労働者5名のうち、2名(Aさん、Bさん)は、同じ組織単位への3年の派遣就業見込みがある。
- ・3年見込みの2名は、共に、「派遣先への直接雇用」を希望したため、派遣元は、派遣先へ直接雇用の依頼を行った。
- ・Aさんは、「派遣先への直接雇用」となったが、Bさんは、派遣先の都合上、直接雇用に至らなかった。
- ・その後、Bさんに対して、Bさんが次に希望した「新たな派遣先の提供」の措置を講じた。
- ・Bさんは、報告対象期間内において、2年半から3年未満見込みの期間にも、「派遣先への直接雇用」を希望していたが、その際にも、直接雇用に至らなかったため、これまでどおり、同じ派遣先の同組織単位にて就業継続した。

(6) 雇用安定措置(法第30条)の実績

※報告対象期間内における通算雇用期間が1年以上の有期雇用労働者(60歳以上は対象外)について実績を記入

記載例 期間	対象派遣労働者数	第1号の措置 (派遣先への直接雇用の依頼)を講じた人数		第2号の措置 (新たな派遣先の提供)を講じた人数		第3号の措置 (派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用)を講じた人数	第4号の措置(その他の措置)を講じた人数			備考
		うち、派遣先で雇用された人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	教育訓練(雇用を維持したままのものに限る)	紹介予定派遣(※2)		左記以外のその他の措置	第1号から第4号までのいずれの措置も講じなかった人数		
① 計	② 6	3	1	1	1			⑤	⑥ 3	
3年見込み	2	2	1	1	1			③		
2年半から3年未満見込み	1	1								
2年から2年半未満見込み	1									④ 1 努力義務のため
1年半から2年未満見込み	0									
1年から1年半未満見込み	0									
1年未満見込み(※1)	2								2	努力義務のため

※1 「1年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者(登録中の者を含む)に限る。

※2 (5)欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数(人)」の内数であること。

【記載例各番号の説明】

①期間

「見込み」とは、これまでの同組織単位への派遣期間に、現在の派遣契約期間の終了までを通算したもの。(雇用の期間ではありません。)

②対象派遣労働者数

横列の同じ期間区分において、同じ労働者に対して複数の措置を講じた場合であっても、実人数での記載となる。(横列計とは合わない場合がある。)

事例では、3年見込みの対象者2名に対し、3つの措置を講じたが、対象派遣労働者は、実人数の2名となる。

ただし、同じ労働者が、報告対象期間中に、複数の期間にまたがって措置を行った場合には、それぞれの期間区分において1名ずつ計上すること。

同組織単位での継続就業を希望する者は、対象派遣労働者数には計上しないこと。

(※これまで、同組織単位での継続就業は、2号措置を講じたものとしてきたところであるが、同組織単位への就業継続は、雇用安定措置を講じたものとは解さないこととする。詳細は、令和4年7月12日に文書にて通知しております。)

③3年見込み

現在の派遣契約期間終了を含み、同組織単位に3年行かせる見込みがあり、契約終了後も継続就業を希望する者に対し講じた措置を記載すること。

事例では、2名の対象者に対し、3つの措置を講じたため、それぞれの措置に、当該措置を講じた人数を記載する。

④2年半から3年未満見込み

現在の派遣契約期間終了を含み、同組織単位に2年半～3年未満行かせる見込みがあり、契約終了後も継続就業を希望する者に対し講じた措置を記載すること。

事例では、報告対象期間中に、3年見込みの2名のうち1名に対し、当該期間中においても、「派遣先への直接雇用」の措置を講じたが、直接雇用には至らなかったため、当該期間中に行った措置にも1名計上する。(2年半から3年未満見込みの1名=3年見込みの2名のうち1名)

⑤左記以外のその他の措置

派遣元の内勤として有期雇用することや、職業紹介事業許可及び届出事業主が行う職業紹介等(派遣先で無い事業所への紹介等)が該当する。

事例では、該当者無しのため、記載しない。

⑥第1号から第4号までのいずれの措置も講じなかった人数

対象者であり、措置希望していたが、措置を講じなかった人数(結果的に退職した場合も含む。就業継続を希望せず、退職した場合は対象者としない。)

事例では、該当者無しのため、記載しない。

⑦備考

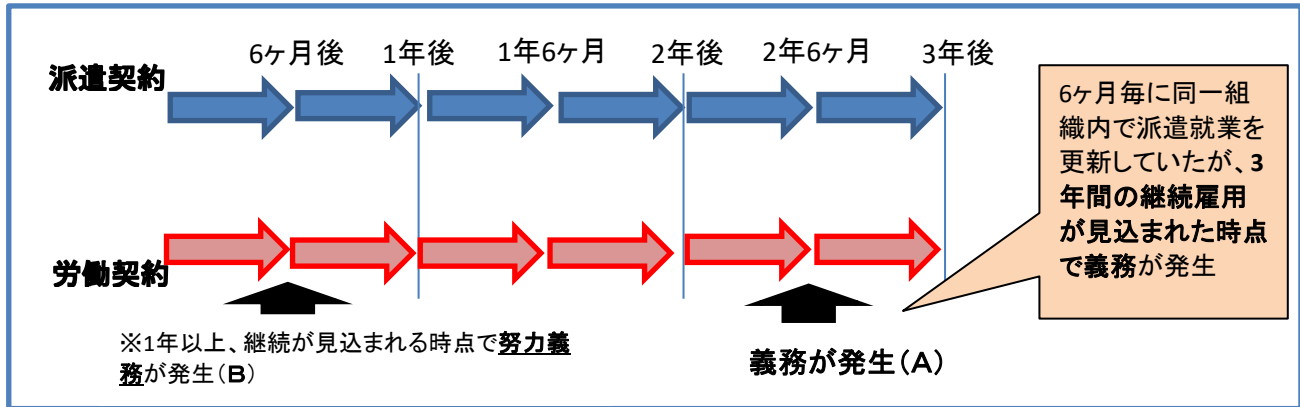
備考欄には、⑥で措置を講じなかった理由等を記載すること。

雇用安定措置について

派遣元事業主が講じる必要がある雇用安定措置は次のとおりです。再度確認をお願いします。

雇用安定措置の義務が発生するタイミングと対象者は???

【例】労働者派遣契約、派遣元と派遣労働者の労働契約がともに6ヶ月で更新するケース



特定
有期
派遣
労働者
等

特定
有期
派遣
労働者

- A: 派遣先の同一の課などの組織単位に、継続して3年間派遣される見込みがあり、当該労働者派遣の終了後も継続して就業することを希望する者
- B: 派遣先の同一の組織単位に継続して1年以上派遣される見込みがあり、当該労働者派遣の終了後も継続して就業することを希望する者

C: 上記以外で、派遣元に雇用された期間が通算1年以上である者(いわゆる登録状態の者を含む)

Aの者には①～④の措置を講じなければなりません(義務)

Bの者には①～④の措置を講じるよう努めなければなりません(努力義務)

Cの者には②～④の措置を講じるよう努めなければなりません(努力義務)

①派遣先への直接雇用の依頼

②新たな派遣先の提供(就業条件が合理的なものに限る)

(派遣労働者のまま無期へ転換も含む)

③派遣元事業主による無期雇用

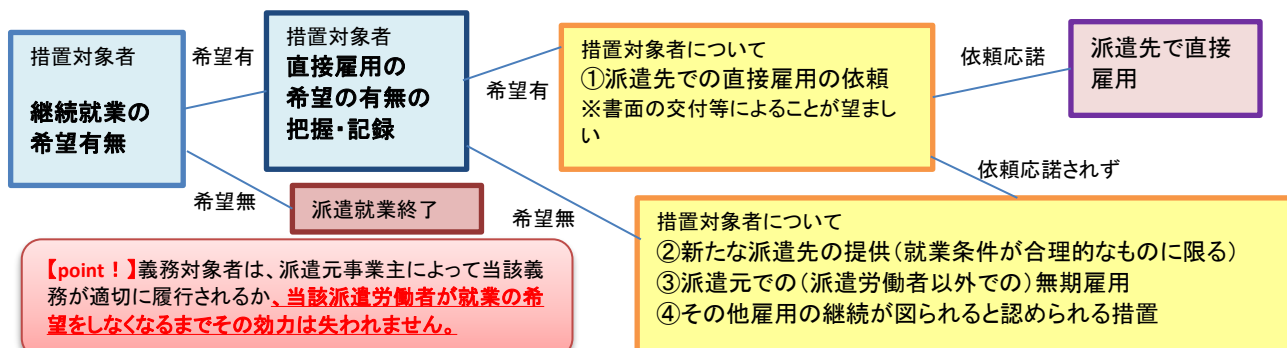
④その他雇用の安定を図るために必要な措置

(派遣労働者以外の労働者として雇用)

(次の派遣先が見つかるまでの有給の教育訓練、紹介予定派遣など)

雇用安定措置を講じるにあたり、対象の労働者の意向の聴取はできていますか???

派遣元事業主は、雇用安定措置の対象となる特定有期雇用派遣労働者等に対し、キャリアコンサルティングや労働契約の更新、賃金支払時等の機会や電子メール等を利用し、**希望する措置(上記①～④)の内容を予め聴取し、派遣元管理台帳へ記録**しなければなりません。(令和3年4月1日施行)



参考: 日本標準職業分類URL (総務省)

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/seido/shokgyou/21index.htm

(7) 派遣料金及び派遣労働者の賃金 (1日 (8時間あたり) の額) に関する事項

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金 (日雇派遣労働者を除く)

※最新の「日本産業分類(中分類)」に基づく職種別に算出して記載

	派遣料金 (1日 (8時間あたり) の額)			派遣労働者の賃金 (1日 (8時間あたり) の額)				
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均 01~99の合計額/記載業務の合計数	・全業務平均には、各業務の単純平均額を記載 ※小数点以下四捨五入							
01 管理的公務員								
02 法人・団体役員								
03 法人・団体管理職員								
04 その他の管理的職業従事者								
05 研究者								
06 農林水産技術者								
07 製造技術者								
08								
09 建築・土木・測量技術者								
10 情報処理・通信技術者	30,000	30,000	0	20,000	20,000	20,000	0	0
11 その他の技術者								
12 -1 医師								
12 -2 薬剤師								
12 -3 歯科医師、獣医師								
13 -1 看護師								
13 -2 准看護師								
13 -3 保健師、助産師								
14 -1 診療放射線技師								
14 -2 臨床検査技師								
14 -3 その他の医療技術者								
15 その他の保健医療従事者								
16 社会福祉専門職業従事者								
17 法務従事者								
18 経営・金融・保険専門職業従事者								
19 教員								
20 宗教家								
21 著述家、記者、編集者								
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者								
23 音楽家、舞台芸術家								
24 その他の専門的職業従事者								
25 一般事務従事者	12,000	0	12,000					00
26 会計事務従事者	14,000	14,000	0					0
27 生産関連事務従事者								
28 営業・販売事務従事者								
29 外勤事務従事者								
30 運輸・郵便事務従事者								
31 事務用機器操作員								

※消費税含

一部の業務については、派遣禁止業務となる場合があることに留意すること
(紹介予定派遣や産前産後休業の代替等を除く)

派遣料金(1日(8時間あたり)の額)の計算式
 (報告対象期間中の労働者派遣料金の総額) ÷ (報告対象期間中に派遣労働者が従事した総時間数) × 8時間
 ※小数点以下は四捨五入

派遣労働者の賃金(1日(8時間あたり)の額)の計算式
 (報告対象期間中の派遣労働者の総賃金) ※手当、賞与等を含む ÷ (報告対象期間中に派遣労働者が従事した総時間数) × 8時間
 ※賃金にも総労働時間にも有給休暇分を含む
 ※小数点以下は四捨五入

様式第11号 (第4面)

※派遣労働者の賃金欄は、派遣労働者に支払われた全ての賃金(給与、交通費、賞与など労働の対価及び諸手当を含む)を総労働時間で除したものに、8時間に乗じた金額を記入(1日の所定労働時間が8時間以下だったとしても、8時間分を算出する。)
 ※賃金にも総労働時間にも有給休暇を含む

① 業務別派遣料金及び派遣労働者

	派遣料金(1日(8時間当たり)の額)			派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)				
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者
32 商品販売従事者								
33 販売類似職業従事者								
34 営業職業従事者								
35 家庭生活支援サービス職業従事者								
36 介護サービス職業従事者								
37 保健医療サービス職業従事者								
38 生活衛生サービス職業従事者								
39 飲食物調理従事者								
40 接客・給仕職業従事者								
41 居住施設・ビル等管理人								
42 その他のサービス職業従事者								
43 ~45 自衛官・司法警察職員等	—	—	—	—	—	—	—	—
46 農業従事者								
47 林業従事者								
48 漁業従事者								
49 50 生産設備制御・監視従事者								
51 機械組立設備制御・監視従事者								
52 53 製品製造・加工処理従事者								
54 機械組立従事者								
55 機械整備・修理従事者								
56 57 製品検査従事者								
58 機械検査従事者								
59 生産関連・生産類似作業従事者								
60 鉄道運転従事者								
61 自動車運転従事者								
62 船舶・航空機運転従事者								
63 その他の輸送従事者								
64 定置・建設機械運転従事者								
65 建設躯体工事従事者	—	—	—	—	—	—	—	—
66 建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)								
67 電気工事従事者								
68 土木作業従事者	—	—	—	—	—	—	—	—
69 採掘従事者								
70 運搬従事者								
71 清掃従事者								
72 包装従事者								
73 その他の運搬・清掃・包装等従事者								
99 分類不能の職業								

協定対象労働者の賃金額を記入(対象者がいない場合は空欄とすること)
 ここがすべて空欄の場合、【派遣先均等均衡方式】を採用しているものとする

一部の業務については、派遣禁止業務となる場合があることに留意すること
 (電気通信設備保守等は可)

【記載誤り多発!】
 インターネット等で検索しても分類不能である場合のみ使用。
「99分類不能」に記載の場合は、業務内容を余白に記載

様式第11号 (第5面)

② 日雇派遣労働者の業務別派遣料金及び賃金

全業務平均	日雇派遣労働者の派遣料金 (1日(8時間当たり)の額)	日雇派遣労働者の賃金 (1日(8時間当たり)の額)	
		日雇派遣労働者	協定対象派遣労働者
	※ 4-1~4-19に該当しない業務を含む、全ての業務の単純平均		
4-1 情報処理システム開発			
4-2 機械設計			
4-3 事務用機器操作			
4-4 通訳、翻訳、速記			
4-5 秘書			
4-6 ファイリング			
4-7 調査			
4-8 財務			
4-9 貿易			
4-10 デモンストレーション			
4-11 添乗			
4-12 受付・案内			
4-13 研究開発			
4-14 事業の実施体制の企画、立案			
4-15 書籍等の制作・編集			
4-16 広告デザイン			
4-17 OAインストラクション			
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業			
4-19 看護業務			

4-1~4-19に該当しない業務とは、以下の者の日雇い派遣労働です。
 ①60歳以上の者
 ②いわゆる昼間学生(定時制・通信は日雇い不可)
 ③副業として従事する者(生業収入500万円以上)
 ④主たる生計者以外の者

(8) マージン率等の情報提供の状況

提供方法	該当する各欄に「○」を記載
インターネット	
書類の備付け	
その他 ()	

該当に○(複数選択可)

マージン率等(※)の情報提供は派遣法第23条第5項により義務付けられており、令和3年4月1日からは、原則として、インターネットの利用による情報提供が必要となります。自社HP等がない場合は、「人材サービス総合サイト(厚生労働省運営)」による情報提供(無料)も可能です。(その際は、その他へ○)

※マージン率等とは？

- ・派遣労働者の数
- ・労働者派遣の役務の提供を受けた者の数
- ・労働者派遣に関する料金の額の平均額
- ・派遣労働者の賃金の額の平均額
- ・マージン率((派遣料金の平均額-賃金の平均額)÷派遣料金の平均額)
- ・派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等
- ・派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

様式第11号 (第6面)

職務経験あり・・・過去にキャリアコンサルティング経験がある者、人事部門で3年以上の経験がある者等

知見あり・・・キャリアコンサルティングの知識を有する者

(9) キャリアアップ措置の実績

① キャリアコンサルティングの窓口担当者的人数

有資格者(国家資格)	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見のある者	
					職務経験あり	知見あり
計	2	2		1	1	
キャリアコンサルタント	1	1		—	—	—
上記以外の担当者	1	1		—	1	
営業職	0	0		—		
その他	1	1		—	1	

② キャリアコンサルティングの実施状況

全派遣労働者数	実施を希望した者の人数			実施した者の人数		
	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者
計	40	10	30	30	5	25

1.フルタイム(1年以上雇用見込み)
2.短時間勤務(1年以上雇用見込み)
3.1年未満雇用見込み
のいずれかに○印を付け、それぞれにつき、別葉にして作成すること

対象期間中の派遣労働者数(退職者も含む)

③ キャリアアップに資する教育訓練 (① フルタイム(1年以上雇用見込み)、2 短時間勤務(1年以上雇用見込み)、3 1年未満雇用見込み)

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間(複数回実施の場合は、その合計))				訓練の方法の別 1 計画的なOJT 2 OFF-JT 3 OJT (計画的なもの以外)	訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	訓練費負担の別 1 無償(実費負担なし) 2 無償(実費負担あり) 3 有償	賃金支給の別 1 有給(無給部分なし) 2 有給(無給部分あり) 3 無給
	種別 (1) 雇入時・2 派遣中・3 待機中・4 入社○年目・5 長期的なキャリア形成を念頭に置いた内容の教育訓練の対象となる無期雇用派遣労働者・6 その他)	(下段) 対象となる派遣労働者数	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目				
イ 入職時等基礎的訓練												
(イ)												
(ロ)												
ロ 職能別訓練												
(イ)												
(ロ)												
ハ 職種転換訓練												
(イ)												
(ロ)												
ニ 階層別訓練												
(イ)												
(ロ)												
ホ その他の教育訓練												
(イ)												
(ロ)												
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計 (a)										1～3年目のaの合計 (c)		
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数 (b)										1～3年目のbの合計 (d)		
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (a÷b) ※フルタイム勤務者で1年以上雇用見込みのある者については、1年で概ね8時間以上であることが求められる										1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (c÷d)		※小数点以下切り捨て
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額 (1人1時間当たり平均)												【記載漏れ多発!】訓練時の賃金総額÷総訓練時間

【記載誤りが多い部分ですので、以下に注意して記載】

- ☆登録中のものは、キャリアアップに資する教育訓練の対象となる派遣労働者には含まれないことに留意すること
- ☆「OJT」: 業務の遂行の過程内において行う教育訓練
※キャリアアップに資する教育訓練としてOJTを実施するにあたっては、派遣先と事前に調整等を行った上で計画的なOJTを実施しなければならないことに留意すること
- ☆「OFF-JT」: OJT以外の教育訓練を言う
- ☆無期雇用派遣労働者には、長期的なキャリア形成を念頭に置いた内容であること

「訓練方法の別」が1又は2、「訓練費負担の別」が1、「賃金支給の別」が1であるもののみ、時間と実人数を合計する

フルタイム1年～3年は8時間以上
※小数点以下切り捨て

第7面～第9面については、令和6年6月3日現在の派遣状況を報告
(※令和6年6月1日が土曜日、6月2日が日曜日のため、今年度は、6月3日の状況)

様式第11号 (第7面)

II 6月1日現在の状況報告

6月3日に、実際に派遣された労働者(日雇以外)の実人数(有給休暇を取得している者や、その日派遣就業しなかった労働者は除く)を記載

1 派遣労働者の実人数

① 派遣労働者(日雇派遣労働者を除く)の実人数

※「通算雇用期間」とは、報告対象日(6月3日)以前、実際に雇用されていた期間

派遣労働者計	うち、通算雇用期間が1年以上の派遣労働者		うち、通算雇用期間が1年未満の派遣労働者	
	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者
内 訳 を 記 載				

② 業務別派遣労働者(日雇派遣労働者を除く)の実人数(①の内数)

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
			協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者
01 管理的公務員					
02 法人・団体役員					
03 法人・団体管理職員					
04 その他の管理的職業従事者					
05 研究者					
06 農林水産技術者					
07・08 製造技術者					
09 建築・土木・測量技術者					
10 情報処理・通信技術者					
11 その他の技術者					
12 -1 医師					
12 -2 薬剤師					
12 -3 歯科医師、獣医師					
13 -1 看護師					
13 -2 准看護師					
13 -3 保健師、助産師					
14 -1 診療放射線技術者					
14 -2 臨床検査技術者					
14 -3 その他の医療技術者					
15 その他の保健医療従事者					
16 社会福祉専門職業従事者					
17 法務従事者					
18 経営・金融・保険専門職業従事者					
19 教員					
20 宗教家					
21 著述家、記者、編集者					
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者					
23 音楽家、舞台芸術家					
24 その他の専門的職業従事者					
25 一般事務従事者					
26 会計事務従事者					
27 生産関連事務従事者					
28 営業・販売事務従事者					
29 外勤事務従事者					
30 運輸・郵便事務従事者					
31 事務用機器操作員					

・複数種類の業務に従事した場合は、6月3日
もっとも多く従事した業務に記載

一部の業務については、派遣禁止業務となる場合があることに留意すること。
紹介予定派遣や産前産後休業の代替等の場合には可能

様式第11号 (第8面)

② 業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（続）

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
			協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者
32 商品販売従事者					
33 販売類似職業従事者					
34 営業職業従事者					
35 家庭生活支援サービス職業従事者					
36 介護サービス職業従事者					
37 保健医療サービス職業従事者					
38 生活衛生サービス職業従事者					
39 飲食物調理従事者					
40 接客・給仕職業従事者					
41 居住施設・ビル等管理人					
42 その他のサービス職業従事者					
43～45 自衛官・司法警察職員等	—	—	—	—	—
46 農業従事者					
47 林業従事者					
48 漁業従事者					
49・50 生産設備制御・監視従事者					
51 機械組立設備制御・監視従事者					
52・53 製品製造・加工処理従事者					
54 機械組立従事者					
55 機械整備・修理従事者					
56・57 製品検査従事者					
58 機械検査従事者					
59 生産関連・生産類似作業従事者					
60 鉄道運転従事者					
61 自動車運転従事者					
62 船舶・航空機運転従事者					
63 その他の輸送従事者					
64 定置・建設機械運転従事者					
65 建設躯体工事従事者	—	—	—	—	—
66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）					
67 電気工事従事者					
68 土木作業従事者	—	—	—	—	—
69 採掘従事者					
70 運搬従事者					
71 清掃従事者					
72 包装従事者					
73 その他の運搬・清掃・包装等従事者					
99 分類不能の職業					

一部の業務については、派遣禁止業務となる場合があることに留意すること

【記載誤り多発！】
インターネット等で検索しても分類不能である場合のみ使用
「99分類不能」に記載の場合は、**業務内容を余白に記載すること**

6月3日現在において、特定製造業務に従事した派遣労働者の人数を記載

③ 特定製造業務従事者の実人数（①の内数）

特定製造業務従事者 計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者

【記載漏れ多発！】
「特定製造業務」とは・・・
物の製造業務で、育児休業等取得者の代替及び介護休業取得者の代替以外のものをいう
※特定製造業務への派遣につき、実績があるにも関わらず、届け出を行っていない場合には要相談

④ 期間制限の対象外となる労働者派遣に係る派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）

	計	無期雇用派遣労働者
法第40条の2第1項第2号(高齢者)		
法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)		
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)		
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替)		
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替)		

7面、8面の実人数の内数となる

様式第11号 (第9面)

※6月3日現在、実際に派遣された日雇派遣労働者の実人数(有給休暇等のものは除く)

⑤ 日雇派遣労働者の実人数

日雇派遣労働者 計	i ~ ivに該当しない者		i 高齢者		ii 昼間学生		iii 副業として従事する者		iv 主たる生計者でない者	
	協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者	

⑥ 特定製造業務従事者である日雇派遣労働者の実人数 (⑤ i ~ ivの合計の内数)

6月3日に製造業務へ派遣した日雇労働者の実人数を記載

日雇派遣労働者	
	協定対象派遣労働者
⑤計の内数となる	

⑦ 日雇派遣労働者の業務別実人数 (⑤の内数)

	日雇派遣労働者	
	協定対象派遣労働者	
4-1 情報処理システム開発		
4-2 機械設計		
4-3 事務用機器操作		
4-4 通訳、翻訳、速記		
4-5 秘書		
4-6 ファイリング		
4-7 調査		
4-8 財務		
4-9 貿易		
4-10 デモンストレーション		
4-11 添乗		
4-12 受付・案内		
4-13 研究開発		
4-14 事業の実施体制の企画、立案		
4-15 書籍等の制作・編集		
4-16 広告デザイン		
4-17 OAインストラクション		
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業		
4-19 看護業務		

- ・ i 「高齢者」・・・60歳以上の者
- ・ ii 「昼間学生」・・・雇用保険の適用を受けない学生
- ・ iii 「副業として従事する者」・・・生業収入の額が500万円以上の者
- ・ iv 「主たる生計者でない者」・・・生計を一にする配偶者等の収入により生計を維持する者であり、世帯収入の額が500万円以上の者

・6月3日現在、日雇派遣労働者を労働者派遣法施行令第4条第1号から第4条第18号の業務に従事させていた場合は業務別に実績を記載
 ・複数種類の業務に従事した場合は、6月3日もっとも多く従事した業務に記載

⑧ 日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる業務における派遣労働者の実人数 (⑤の内数)

法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)	
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)	
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替業務)	
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替業務)	

登録制度がある事業所は、実数を記載

2 過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者(雇用されている者を含む。)の数

3 雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況

	雇用見込みが1年以上の労働者		雇用見込みが1年未満の労働者	
	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
雇用保険			—	
健康保険			—	
厚生年金保険			—	

6月3日に派遣された労働者の雇用保険及び社会保険の加入状況を報告

※加入状況につき、こちらから詳細を聴取、もしくは、適用状況につき、別途様式にて、状況をご報告いただく可能性有り

様式第11号 (第10面)

記載要領

第1面

- 1 「許可番号」及び「許可年月日」欄には、許可番号等を記入すること。
- 2 第1面上方の提出者欄には、氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）を記載すること。
- 3 6欄及び7欄については、許可申請時（更新を受けた事業主にあっては直近の更新時）における企業規模及び日本標準産業分類に基づく産業分類（細分類）を記載すること。ただし、7欄については、日本標準産業分類に変更があった場合は、最新の分類に基づいて記載すること。6欄の「大企業」は中小企業以外のものを指し、「中小企業」は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者を指すこと。
- 4 8欄には、年度報告の報告対象期間である、事業年度の開始の日（事業を事業年度の途中で開始した場合にあっては、当該事業の開始の日）及び当該事業年度の終了の日（事業を事業年度の途中で終了した場合にあっては、当該事業の終了の日）を記載すること。
- 5 10欄の「親会社」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号。以下「労働者派遣法施行規則」という。）第18条の3第2項各号に規定する者をいうこと。当該親会社が労働者派遣事業の許可番号又は民間職業紹介事業の許可・届出番号を有している場合には、当該番号を記載すること。なお、当該親会社が、旧特定労働者派遣事業に係る事業所である場合には、12欄に親会社の当該旧特定労働者派遣事業に係る届出受理番号を記載すること。
- 6 11欄について、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（昭和61年労働省告示第37号）により請負事業となる事業を実施している場合には、1を○で囲むこと。その際、製造業に分類される事業者であつて、構内請負（発注者の事業所構内において、自社の雇用する労働者を使用し、生産活動を請け負うこと）を実施している場合には、「うち構内請負の実施」欄の1を○で囲むこと。

I 年度報告

第2面

- 1 (1) 欄の「派遣労働者数等雇用実績」には、報告対象期間の末日における派遣労働者等の実人数を記載すること。
- 2 (1) 欄の③の「無期雇用派遣労働者」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第30条の2第1項に規定する無期雇用派遣労働者を、④の「有期雇用派遣労働者」とは、労働者派遣法第30条第1項に規定する有期雇用派遣労働者をいうこと（以下同じ。）。
- 3 (1) 欄の⑤の「日雇派遣労働者」とは、労働者派遣法第35条の4第1項に規定する日雇労働者をいうこと。なお、30日以内の期間を定めた契約を更新して通算30日を超えるような場合も含まれることに留意すること（以下同じ。）。
- 4 (1) 欄の⑥の「登録者」とは、労働者派遣をするに際し、登録されている者の中から期間を定めて雇用した者を派遣労働者として労働者派遣の対象とする制度（登録制度）に基づいて、派遣労働者になることを目的として派遣元事業主に登録した者であつて、既に雇用されている者を含み、過去1年を超える期間にわたり雇用されたことのない者を除くこと。
- 5 (1) 欄の「通算雇用期間が1年以上の派遣労働者」とは、報告対象期間末日において通算雇用期間（実際に雇用された期間をいう。以下同じ。）が1年以上である派遣労働者を、「通算雇用期間が1年未満の派遣労働者」とは、報告対象期間末日において通算雇用期間が1年未満の派遣労働者をいうこと。また、「同じ職場に1年以上派遣見込みの者」とは、雇用契約期間が通算して1年以上であり、かつ、当該派遣労働者の同じ職場での派遣就業に係る派遣契約が通算して1年以上である派遣労働者をいうこと。
- 6 (2) 欄の「労働者派遣事業の売上高」には、労働者派遣事業を行う事業所ごとの労働者派遣事業の売上高について、決算後の金額を記載すること。（事業所ごとの額を計上すること。円単位で記載すること（千円、万円単位などや小数点は使用しないこと。））。
- 7 (3) 欄の「請負事業の売上高」には、当該事業所で請負事業を行っている場合の請負事業に係る売上高について、決算後の金額を記載すること。（事業所ごとの額を計上すること。円単位で記載すること（千円、万円単位などや小数点は使用しないこと。））。

様式第11号 (第11面)

- 6 (2) 欄については、報告対象期間内に海外派遣した派遣労働者の実人数を記載すること。
- 7 (3) 欄の①欄については、報告対象期間内に派遣先の事業所の実数を記載すること。報告対象期間内に労働者を派遣しなかった場合は「0」を記載すること。
- 8 (3) 欄の②欄については、報告対象期間内に締結した労働者派遣契約（個別契約）に係る派遣期間について、総件数（延べ件数）及び内訳としての期間別の件数を記載すること。なお、1つの労働者派遣契約において複数の派遣期間がある場合は、それぞれの期間別に計上した件数を記載すること。（3）欄の①欄が「0」であった場合は、「労働者派遣契約がなかった」欄に○印をすること。
- 9 (3) 欄の③欄については、報告対象期間（第1面の8欄）内における主な派遣先の事業主のうち取引額上位5位までの事業主名を記載すること。（3）欄の①欄が「0」の場合及び②欄に「労働者派遣契約がなかった」欄に○印をした場合には、（3）欄の③欄には記載の必要がないこと。
- 10 (4) 欄中、選択肢として番号を提示している部分については、該当する番号を記載すること。
- 11 (4) 欄については、①欄には「労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育」の報告対象期間内における実績を、②欄には一般教養としての訓練等の「その他の教育訓練」（安全衛生教育及び派遣労働者のキャリアアップ措置に関するもの以外の訓練）の報告対象期間内における実績を、それぞれ記載すること。
- 12 (4) 欄の①欄及び②欄については、教育訓練コース単位で記載し、①欄には5コースまでを、②欄には3コースまでを記載すること。それ以上のコースがある場合は、別紙に記載すること。
- 13 (4) 欄の①欄について、実施内容が労働安全衛生法第59条第1項の規定に該当する場合は、その内容に合致する労働安全衛生規則第35条第1項各号のうち該当号数に応じた1～8までの数字を、労働安全衛生法第59条第2項の規定に該当する場合は9を、同条第3項の規定に該当する場合は10を、その訓練の主な内容に応じて最大2つまで記載すること。
- 14 (4) 欄の①欄について、「教育の内容」については、「4S（整理・整頓・清掃・清潔）運動」、「KY（危険予知）活動」、「ヒヤリハット事例の報告」等具体的に記載すること。
- 15 (4) 欄の①欄及び②欄について、「1人当たりの平均実施時間」には、報告対象期間内に、各コースごとに派遣労働者が受講した1人当たりの平均実施時間数を記載すること。
- 16 (4) 欄の②欄について、「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「OFF-JT」とはそれ以外の教育訓練をいうこと。
- 17 (4) 欄の②欄について、「訓練費負担の別」において、「1 無償（実費負担なし）」とは、テキスト代等を含め訓練の全てを無償で実施することを、「2 無償（実費負担あり）」とは、テキスト代や材料費等の実費負担があるが原則として無償で実施することを、「3 有償」とは、これ以外をいうこと。
- 18 (4) 欄の②欄について、「賃金支給の別」において、「1 有給（無給部分なし）」とは、用意した全ての教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「2 有給（無給部分あり）」とは、自主的に実施する教育訓練については無給とする場合があるが原則として教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「3 無給」とは、教育訓練の実施時に給与を支払わない場合をいうこと。
- 19 (5) 欄について、イには、報告対象期間内に、新たに、労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込みのあった派遣労働者の実人数を記載し、そのうち報告対象期間内において紹介予定派遣により労働者派遣された派遣労働者数の実人数をロに記載すること。ハには、報告対象期間内において紹介予定派遣により派遣先に職業紹介された派遣労働者の実人数を記載し、そのうち報告対象期間内において派遣先で雇用された派遣労働者の実人数をニに記載すること。
- 20 (6) 欄については、報告対象期間内における雇用安定措置の対象派遣労働者（雇用安定措置を講じなかった者を含む。）及び各雇用安定措置の区分ごとの派遣労働者の延べ人数を記載すること。「3年見込み」、「2年半から3年未満見込み」、「2年から2年半未満見込み」、「1年半から2年未満見込み」及び「1年から1年半未満見込み」の対象派遣労働者については、各期間に該当し、かつ当該労働者派遣の終了後も継続して就業することを希望している者とする。同一の派遣労働者が複数の期間の区分に該当する場合は、該当する区分のそれぞれの欄に計上すること。
- 21 (6) 欄の期間の区分は、派遣先の同じ職場への派遣期間の見込みの期間とすること。「同じ職場への派遣期間の見込み」とは、派遣労働者の派遣就業に係る派遣契約期間を通算したものをいう。ただし、派遣契約期間の途中で派遣労働者の雇用契約が満了したり、当該派遣労働者の派遣先が変わったりした場合には、当該派遣労働者が同じ職場へ派遣されていた通算期間とすること。
- 22 (6) 欄の「第1号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数」、「第2号の措置（新たな派遣先の提供）を講じた人数」、「第3号の措置（派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用）を講じた人数」及び「第4号の措置（その他の措置）を講じた人数」については、同一の派遣労働者に複数の措置を講じた場合においては講じた措置のそれぞれの欄に計上すること。
- 23 (6) 欄の「第4号の措置（その他の措置）を講じた人数」について、「教育訓練（雇用を維持したままのものに限る）」、「紹介予定派遣」及び「左記以外のその他の措置」については、同一の派遣労働者に複数の措置を講じた場合においては講じた措置のそれぞれの欄に計上すること。
- 24 (6) 欄の「第1号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数」について、前年度に派遣先への直接雇用の依頼を行ったが前年度中には直接雇用に結びつかず、年度を超えて当年度で直接雇用に関わった場合は、当年度でも引き続き依頼を行ったものとして、「第1号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数」及び「左記のうち、派遣先で雇用された人数」のそれぞれに当該人数を記載すること。
- 25 (6) 欄の「第4号の措置（その他の措置）を講じた人数」の「左記以外のその他の措置」については、民営職業紹介事業の許可・届出を行っている派遣元事業主が実施する職業紹介等の措置をいうこと。

第3面から第5面まで

- 26 （7）欄の①欄及び①の（続）欄並びに②欄の「協定対象派遣労働者」には、厚生労働省職業安定局長の定めるところにより、労働者派遣法第30条の5に規定する協定対象派遣労働者の1人1日当たりの賃金を記載すること。
- 27 （7）欄の①欄及び①の（続）欄には、報告対象期間内における、最新の日本標準職業分類（中分類）に基づく職種に基づき、該当する派遣労働者（日雇派遣労働者を除く。）の区分及び従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記載すること。なお、「66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）」、「67 電気工事従事者」等については、一部派遣禁止業務も含まれていることに留意すること。また、「12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師」（獣医師を除く。）等の医療従事者については、紹介予定派遣や産前産後休業の代替等の場合にのみ派遣することが認められていることに留意すること。
- 28 （7）欄の②欄には、報告対象期間（第1面の8欄）内において、日雇派遣労働者を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号。以下「労働者派遣法施行令」という。）第4条第1項第1号から第18号までに掲げる業務に従事している場合、従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記載すること。
- 29 （7）欄の①欄及び①の（続）欄並びに②欄の「派遣料金」については、1人1日当たりの派遣料金（消費税を含む。）を記載し、報告対象期間内において派遣先から得た派遣料金の総額を派遣労働者が従事した総労働時間数で除した1時間当たりの金額をもとに、8時間（1日）業務に従事したものとして算定すること（小数点以下は四捨五入）。①欄及び①の（続）欄の「全業務平均」には、各業務の単純平均額を記載すること（小数点以下は四捨五入）。なお、②欄の日雇派遣労働者についての「全業務平均」は、労働者派遣法施行令第4条第1号から第18号までに掲げる業務だけでなく、日雇派遣労働者が従事した全ての業務の単純平均額を記載すること（小数点以下は四捨五入）。
- 30 （7）欄の①欄及び①の（続）欄並びに②欄の「賃金」（労働基準法第11条で定める給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払う全てのものをいう。）については、1人1日当たりの賃金を記載し、報告対象期間（第1面の8欄）内において派遣労働者に支払った賃金の総額を派遣労働者が従事した総労働時間数で除した1時間当たりの金額をもとに8時間（1日）業務に従事したものとして算定すること（小数点以下は四捨五入）。なお、①欄及び①の（続）欄の「全業務平均」には、各業務の単純平均額を記載すること（小数点以下は四捨五入）。また、②欄の日雇派遣労働者についての「全業務平均」は、施行令第4条第1号から第18号までに掲げる業務だけでなく、日雇派遣労働者が従事した全ての業務の単純平均額を記載すること（小数点以下は四捨五入）。
- 31 （8）欄の「マージン率等の情報提供の状況」については、該当する各欄に○印をすること（複数選択可）。

様式第11号（第13面）

第6面

- 32 (9) キャリアアップ措置の実績については、報告対象期間内において労働者派遣法で求められるキャリアアップ措置の要件を満たしているものを記載すること。その上で、事業主が独自に実施したキャリアアップ措置についても追加的に記載してもよいこと。
- 33 (9) 欄の①欄の「キャリアコンサルタント」とは、厚生労働大臣又は厚生労働大臣が指定する者が行う試験の合格者をいうこと。
- 34 (9) 欄の①欄の「うち派遣元責任者との兼任状況」欄は、キャリアコンサルティングの窓口担当者の計の内数を記載すること。
- 35 (9) 欄の①欄の「キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見のある者」欄について、「職務経験あり」とは、過去において職務としてキャリアコンサルティングの経験がある者、職業能力開発推進者に就任したことがある者、人事部門で3年以上の経験を積んでいる者等をいうこと。また、「知見あり」とは、過去においてキャリアコンサルティング等についての職務経験はないがその知識を有する者をいう。
- 36 (9) 欄の②欄の「実施した者の人数」については、①欄の担当者が行うキャリアコンサルティングを受けた実人数を記載すること。
- 37 (9) 欄の③欄については、1年以上の雇用見込みのあるフルタイム勤務の者、1年以上の雇用見込みのある短時間勤務の者又は1年未満の雇用見込みである者ごとに別葉にして記載すること。なお、「1 フルタイム（1年以上雇用見込み）」、「2 短時間勤務（1年以上雇用見込み）」、「3 1年未満雇用見込み」のいずれかに該当する番号に○印を付けること。
- 38 (9) 欄の③欄イ～ホについては、訓練の種類別に訓練コース単位で記載すること。記載欄以上のコースがある場合、別紙に記載すること。
- 39 (9) 欄の③欄の「訓練の内容等」欄には、「係長・課長就任研修」、「〇〇語研修」等訓練が特定できるよう具体的に記載すること。
- 40 (9) 欄の③欄の「対象となる派遣労働者」欄の上段については、該当する「種別」の番号を最大2つまで記載すること。この際、登録中の者は、キャリアアップに資する教育訓練の対象となる派遣労働者に含まれないことに留意すること。
「対象となる派遣労働者」欄の下段については、各年ごとの対象となる派遣労働者の実人数をそれぞれ記載すること。「対象となる派遣労働者」について、「訓練内容に係る能力を十分に有していることが明確な者」は、受講済みとして扱い、「対象となる派遣労働者数」に算入しなくてもよいこと。
- 41 (9) 欄の③欄の「(上段)実施時間の総計」については、各受講者に対する教育訓練実施時間の各年の1年間の合計（受講者数×教育訓練1コマの時間（複数回実施の場合は、その合計））を記載すること。対象となる派遣労働者に対して、ある訓練を1年目、2年目とそれぞれ段階ごとに行う場合は、1つの同じコースの中で、それぞれの年数の欄に記載すること。また、同一の派遣労働者に行う訓練であっても、2年目以降は1年目とは異なるコースに位置づける訓練等の場合は、2つ以上の異なるコースとして、それぞれの年数に応じた欄に記載すること。
おって、40の「訓練内容に係る能力を十分に有していることが明確な者」を受講済みとした訓練については、当該者は実際には訓練を受講していないので、「(上段)実施時間の総計」に算入することはできないものであること。
「(下段)受講者の実人数」欄には、各年ごとの受講者の実人数を記載すること。各年に同一の訓練を複数回受講した者は、同年内に重複計上しないこと（例えば、1年目と2年目に同一の訓練を複数回受講した者は、それぞれの年数の欄に1人ずつ計上すること）。
- 42 (9) 欄の③欄の「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「OFF-JT」とはそれ以外の教育訓練のことをいうこと。キャリアアップに資する教育訓練としてOJTを実施するに当たっては、派遣先と事前に調整等を行った上で計画的なOJTを実施しなければならないことに留意すること。
- 43 (9) 欄の③欄の「訓練費負担の別」において、「1 無償（実費負担なし）」とは、テキスト代等を含め教育訓練の全てを無償で実施することを、「2 無償（実費負担あり）」とは、テキスト代や材料費等の実費負担があるが原則として無償で実施することを、「3 有償」とは、これ以外をいうこと。
- 44 (9) 欄の③欄の「賃金支給の別」において、「1 有給（無給部分なし）」とは、用意した全ての教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「2 有給（無給部分あり）」とは、自主的に実施する教育訓練については無給とする場合があるが原則として教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「3 無給」とは、教育訓練の実施時に給与を支払わない場合をいうこと。
- 45 (9) 欄の③欄の「厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間」については、「各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計」を「各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数」で除して算出された数字を記載すること。また、合計する各年ごとの訓練実施時間は、「訓練の方法の別」が「1 計画的なOJT」又は「2 OFF-JT」、「訓練費負担の別」が「1 無償（実費負担なし）」、「賃金支給の別」が「1 有給（無給部分なし）」である等、法で定めるキャリアアップに関する要件を満たすもの（厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練）のみを合計したものであること。なお、フルタイム勤務の者であって1年以上の雇用見込みのあるものについては、1年で概ね8時間以上とすることとされていること。
- 46 (9) 欄の③欄の「1～3年目のaの合計(c)」及び「1～3年目のbの合計(d)」については、それぞれ1年目から3年目までの値を合計した数字を記載すること。
また、「1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間(c÷d)」には、上述の(c)を(d)で除して算出された数字を記載すること。
- 47 (9) 欄の③欄については、上記45を満たさないものであっても派遣労働者のキャリアアップに資すると事業主が実施した全ての訓練について記載すること。ただし、上記45を満たしていない場合、都道府県労働局による指導の対象となる可能性があることに留意すること。
- 48 (9) 欄の③欄の「「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額(1人1時間当たり平均)」については、キャリアアップに資する教育訓練時に支払った賃金の平均額を記載すること。

様式第11号 (第14面)

記載要領

II 6月1日現在の状況報告

第7面から第9面まで

- 1 1欄の①欄の「派遣労働者の実人数」には、報告の対象となる6月1日現在（6月1日が日曜日に当たる場合は6月2日現在とし、土曜日に当たる場合は6月3日現在とする。以下同じ。）において派遣していた派遣労働者の実人数を記載すること。
- 2 1欄の①欄、②欄、②の（続）欄、③欄及び⑤欄の「協定対象派遣労働者」には、厚生労働省職業安定局長の定めるところにより、労働者派遣法第30条の5に規定する協定対象派遣労働者の実人数を記載すること。
- 3 1欄の②欄及び②の（続）欄の「業務別派遣労働者の実人数」には、報告の対象となる6月1日現在、最新の日本標準職業分類（中分類）に基づく職種に基づき、該当する派遣労働者の区分及び従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記載すること。複数種類の業務に従事した派遣労働者については、報告の対象となる6月1日現在においてもつとも多く従事した業務に従事したものとすること。なお、「66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）」、「67 電気工事従事者」等については、一部派遣禁止業務も含まれていることに留意すること。また、「12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師」（獣医師を除く。）等の医療従事者については、紹介予定派遣や産前産後休業の代替等の場合にのみ限定して派遣が認められていることに留意すること。
- 4 1欄の③欄の「特定製造業務従事者の実人数」には、報告の対象となる6月1日現在において労働者派遣法附則第4項の「特定製造業務」に従事した派遣労働者の実人数を記載すること。
- 5 1欄の④欄の「期間制限の対象外となる労働者派遣に係る派遣労働者の実人数」には、6月1日現在における労働者派遣法第40条の2第1項第2号から第5号までに該当する労働者派遣に係る派遣労働者（日雇派遣労働者を除く。）の実人数（1欄の①欄に記載した派遣労働者計の内数）を記載すること。なお、複数の事項に該当する派遣労働者については、報告の対象となる6月1日現在においてもつとも該当する事項に記載すること。
- 6 1欄の⑤欄の「日雇派遣労働者の実人数」のうち、「高齢者」とは労働者派遣法施行令第4条第2項第1号に掲げる者のことをいい、「昼間学生」とは同項第2号に掲げる者のことをいい、「副業として従事する者」とは同項第3号に該当する者であつて労働者派遣法施行規則第28条の3第1項第1号に該当するもののことをいい、「主たる生計者でない者」とは労働者派遣法施行令第4条第2項第3号に該当する者であつて労働者派遣法施行規則第28条の3第1項第2号に該当するものをいうこと。当該日雇派遣労働者が、複数の種類に該当する場合、もつとも主たる理由と考えられるものに算定すること。
- 7 1欄の⑥欄の「特定製造業務従事者である日雇派遣労働者の実人数」には、6月1日現在における労働者派遣法附則第4項の「特定製造業務」に従事していた日雇派遣労働者の実人数（1欄の⑤欄に記載した日雇派遣労働者計の内数）を記載すること。
- 8 1欄の⑦欄の「日雇派遣労働者の業務別実人数」には、6月1日現在における労働者派遣法施行令第4条第1項第1号から第18号までに掲げる業務に従事している日雇派遣労働者の実人数（1欄の⑤欄に記載した日雇派遣労働者計の内数）を記載すること。なお、複数種類の業務に従事した日雇派遣労働者については、報告の対象となる6月1日現在においてもつとも多く従事した業務に従事したものとすること。
- 9 1欄の⑧欄の「日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる派遣労働者の実人数」には、6月1日現在における労働者派遣法第40条の2第1項第3号から第5号までに該当する労働者派遣に係る日雇派遣労働者の実人数（1欄の⑤欄に記載した日雇派遣労働者計の内数）を記載すること。なお、複数の事項に該当する派遣労働者については、報告の対象となる6月1日現在においてもつとも該当する事項に記載すること。
- 10 2欄には、6月1日現在において労働者派遣事業に係る登録者であつた者の実数（同日に派遣されている労働者を含み、過去1年以内において派遣されることがない派遣労働者を除く。）を記載すること。
- 11 3欄には、報告の対象となる6月1日現在において派遣していた派遣労働者について、それぞれの保険の種類ごとに、適用されている者の実数を記載すること。なお、6月1日現在において派遣していない者は除かれることに留意すること。
- 12 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

《参考1》

その他の事業報告(労働者派遣事業収支決算書、関係派遣先派遣割合報告書)について
 ※決算月に準じた提出のご案内はございません。それぞれ、提出期日の管理をお願いいたします。

様式第12号 (表面)

(日本産業規格A列4)

労働者派遣事業収支決算書

労働者派遣事業収支決算書(様式第12号)

毎事業年度終了後3ヶ月以内に提出

6年 6月 15日

厚生労働大臣 殿

株式会社 労働商事
 提出者 代表取締役 甲山 ○○

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第1項の規定により下記のとおり収支決算書を提出します。

5年 4月 1日 から
 6年 3月 31日 まで

1 許可番号	派 45 - * * * * *	2 許可年月日	平成24年 10月 1日		
(ふりがな)	かぶしきがいしゃ ろうどうしょうじ				
3 氏名又は名称	株式会社 労働商事				
(ふりがな)	かぶしきがいしゃ ろうどうしょうじ みやこのじょうえ				
4 事業所の名称	株式会社 労働商事 都城営業所				
5 事業所の所在地	〒(885-* * * *) 宮崎県都城市上町*番地** ○○ビル2F (0986) ** - * * * *				
6 資産等の状況	※事業主の住所ではなく、事業所の住所です。宮崎県から、許可申請書に記載したとおりに記載				
科目	金額(円)				備考
現金・預金	18,000,000				
土地・建物	25,000,000				
その他	500,000				
資産額(計)	43,500,000				
負債額(計)	20,000,000				
7 収支の状況					
科目	売上高(円)	営業利益(円)	経常利益(円)	当期純利益(円)	備考
総事業	60,000,000	6,000,000	4,000,000	3,000,000	
労働者派遣事業	40,000,000	4,000,000	2,600,000	2,000,000	
請負事業	10,000,000	2,000,000	1,400,000	1,000,000	
その他の人材関連事業	10,000,000	—	—	—	
その他の事業	—	—	—	—	
備考					

事業所名であることに注意。複数事業所がある場合は、**事業所ごとに提出**(決算書類を提出の際は、添付する決算書類は1通でも可)

セグメントごとの売上高等を記入
 6,7欄に記載する代わりに、貸借対照表、損益計算書を添付も可
 損益計算書は、セグメントごとの状況がわかるものが望ましい

関係派遣先派遣割合報告書

6年 6月 15日

厚生労働大臣 殿

関係派遣先派遣割合報告書(様式第12号-2)
※毎事業年度終了後3ヶ月以内に提出

提出者 株式会社 労働商事
代表取締役 甲山 ○○

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第3項の規定により関係派遣先への派遣割合に係る報告を提出します。

報告対象期間 5年4月1日から
6年3月31日まで

① 許可番号	派 4 5 - * * * * * * * *	② 許可年月日	平成24年 10月 1日
(ふりがな)	かぶしきがいしゃ ろうどうしょうじ		
② 氏名又は名称	株式会社 労働商事		
(ふりがな)	こうやま まるまる		
③ 代表者の氏名 (法人の場合)	甲山 ○○		
④ 住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	〒 (880-****) 宮崎県宮崎市橘通東*丁目*番*号 (0985) **-****		

住所は、宮崎県から、許可申請書に書かれているとおりに記載

1 労働者派遣実績報告

① 労働者派遣の実績 (総労働時間)	時間
② ①のうち、関係派遣先への労働者派遣の実績 (総労働時間)	200時間
③ ②のうち、定年退職者の労働者派遣の実績 (総労働時間)	20時間
関係派遣先への派遣割合 (%) (※1、※2)	20.0%
④ ※1 (②-③)÷①×100 ※2 小数点以下第1位を四捨五入	

1③ 定年退職者とは、60歳以上の定年に達したことにより退職した者であって、当該派遣元事業主に雇用されている者のことをいう
※グループ企業内の退職者に限られないことに留意

2 連結財務諸表を作成しているグループ企業に属しているかどうかについて○印
「2 無」である場合は、派遣元事業主の親会社等及び親会社等の子会社等の名称を記載した書類を添付(一覧表等)(ホームページ等の印刷でも可)

2 連結決算導入の有無

有	2 無
---	-----

【関係派遣先とは】

- ① 派遣元事業主を連結子会社とする者及び当該者の連結子会社
- ② 派遣元事業主の親会社等又は派遣元事業主の親会社等の子会社等

3 備考

【親会社等とは】

- ① 派遣元事業主の議決権の過半数を所有している者
- ② 派遣元事業主の資本金の過半数を出資している者
- ③ 派遣元事業主の事業の方針の決定に関して、①及び②と同等以上の支配力を有すると認められる者

【親会社等の子会社等とは】

- ① 派遣元事業主の親会社等が議決権の過半数を所有している者
- ② 派遣元事業主の親会社等が資本金の過半数を出資している者

「2 連結決算導入の有無」が「無」の場合であって、グループ企業もない場合は「3備考」欄に『グループ企業なし』と記載

日本標準職業分類番号(中分類)

中分類番号	中分類名	主な職業
01	管理的公務員	議会議員、管理的国家公務員、管理的地方公務員
02	法人・団体役員	会社役員、独立行政法人等役員
03	法人・団体管理職員	会社管理職員、独立行政法人等管理職員
04	その他の管理的職業従事者	その他の管理的職業従事者
05	研究者	自然科学系研究者、人文・社会科学系等研究者
06	農林水産技術者	農林水産技術者
07	製造技術者(開発)	以下の製造技術者(開発)(食品、電気・電子・電気通信、機械、自動車、輸送用機器、金属、化学)
08	製造技術者(開発を除く)	以下の製造技術者(開発を除く)(食品、電気・電子・電気通信、機械、自動車、輸送用機器、金属、化学)
09	建築・土木・測量技術者	建築技術者、土木技術者、測量技術者
10	情報処理・通信技術者	システムコンサルタント、システム設計者、情報処理プロジェクトマネージャ、ソフトウェア作成者、システム運用管理者、通信ネットワーク技術者
11	その他の技術者	その他の技術者
12	医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	医師、歯科医師、獣医師、薬剤師
13	保健師、助産師、看護師	保健師、助産師、看護師、准看護師
14	医療技術者	診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士
15	その他の保健医療従事者	栄養士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師
16	社会福祉専門職業従事者	福祉相談指導専門員、福祉施設指導専門員、保育士
17	法務従事者	裁判官、検察官、弁護士、弁理士、司法書士
18	経営・金融・保険専門職業従事者	公認会計士、税理士、社会保険労務士、金融・保険専門職業従事者
19	教員	教員
20	宗教家	宗教家
21	著述家、記者、編集者	著述家、記者、編集者
22	美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	彫刻家、画家、書家、工芸美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者
23	音楽家、舞台芸術家	音楽家、舞踊家、俳優、演出家、演芸家
24	その他の専門的職業従事者	図書館司書、学芸員、カウンセラー(医療・福祉施設を除く)、個人教師、職業スポーツ従事者、通信機器操作従事者
25	一般事務従事者	庶務事務員、人事事務員、企画事務員、受付・案内事務員、秘書、電話対応事務員、総合事務員
26	会計事務従事者	現金出納事務員、預・貯金窓口事務員、経理事務員
27	生産関連事務従事者	生産現場事務員、出荷・受荷事務員
28	営業・販売事務従事者	営業・販売事務員
29	外勤事務従事者	集金人、調査員
30	運輸・郵便事務従事者	旅客・貨物系事務員、運行管理事務員、郵便事務員
31	事務用機器操作員	パーソナルコンピュータ操作員、データ・エントリー装置操作員、電子計算機オペレーター
32	商品販売従事者	小売店主・店長、卸売店主・店長、販売店員、商品訪問・移動販売従事者、再生資源回収・卸売従事者、商品仕入外交員

日本標準職業分類番号(中分類)

中分類番号	中分類名	主な職業
33	販売類似職業従事者	不動産仲介・売買人、保険代理・仲立人、有価証券売買・仲立人、金融仲立人、質屋店主・店員
34	営業職業従事者	食料品営業、化学品営業、医療品営業、機械器具営業、通信・システム営業、金融・保険営業、不動産営業
35	家庭生活支援サービス職業従事者	家政婦(夫)、家事手伝い
36	介護サービス職業従事者	介護職員(医療・福祉施設等)、訪問介護従事者
37	保健医療サービス職業従事者	看護助手、歯科助手
38	生活衛生サービス職業従事者	理容師、美容師、美容サービス従事者、浴場従事者、クリーニング職、洗張職
39	飲食物調理従事者	調理人、バーテンダー
40	接客・給仕職業従事者	飲食店主・店長、旅館主・支配人、飲食物給仕従事者、身の回り世話従事者、接客社交従事者、芸者、ダンサー、娯楽場等接客員
41	居住施設・ビル等管理人	マンション・アパート・下宿管理人、寄宿舎・寮管理人、ビル管理人、駐車場管理人
42	その他のサービス職業従事者	旅行・観光案内人、物品一時預り人、物品貸貸人、広告宣伝員、葬儀師、火葬作業員
43	自衛官	陸上自衛官、海上自衛官、航空自衛官、防衛大学校・防衛医科大学校学生
44	司法警察職員	警察官、海上保安官
45	その他の保安職業従事者	看守、消防員、警備員
46	農業従事者	農耕従事者、養畜従事者、植木職、造園師
47	林業従事者	育林従事者、伐木・造材・集材従事者
48	漁業従事者	漁労従事者、船長・航海士・機関長・機関紙(漁労船)、海藻・貝採取従事者、水産養殖従事者
49	生産設備制御・監視従事者(金属製品)	以下の生産設備制御・監視員(製鉄・製鋼・非鉄金属精錬・鋳物製造・鍛造、金属工作、金属プレス、鉄工・製缶、板金、金属彫刻・表面処理、金属溶接・溶断)
50	生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	以下の生産設備制御・監視員(化学製品、窯業・土石製品、食料品、飲料・たばこ、繊維・衣服・繊維製品、木・紙製品、印刷・製本、ゴム・プラスチック製品)
51	機械組立設備制御・監視従事者	以下の組立設備制御・監視員(はん用・生産用・業務用機械器具、電気機械器具、自動車、輸送機械、計量計測機器・光学機械器具)
52	製品製造・加工処理従事者(金属製品)	製鉄・製鋼・非鉄金属精錬・鋳物製造・鍛造、金属工作機械作業、金属プレス、鉄工、製缶、板金、金属彫刻・表面処理、金属溶接・溶断
53	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	化学製品、窯業・土石製品、食料品、飲料・たばこ、繊維・衣服・繊維製品、木・紙製品、印刷・製本、ゴム・プラスチック製品
54	機械組立従事者	はん用・生産用・業務用機械器具、電気機械器具、自動車、輸送機械、計量計測機器・光学機械器具
55	機械整備・修理従事者	はん用・生産用・業務用機械器具、電気機械器具、自動車、輸送機械、計量計測機器・光学機械器具
56	製品検査従事者(金属製品)	金属材料検査従事者、金属加工・溶接・溶断検査従事者
57	製品検査従事者(金属製品を除く)	化学製品、窯業・土石製品、食料品、飲料・たばこ、繊維・衣服・繊維製品、木・紙製品、印刷・製本、ゴム・プラスチック製品
58	機械検査従事者	はん用・生産用・業務用機械器具、電気機械器具、自動車、輸送機械、計量計測機器・光学機械器具
59	生産関連・生産類似作業従事者	生産関連作業、生産類似作業
60	鉄道運転従事者	電車運転士
61	自動車運転従事者	バス運転者、乗用自動車運転者、貨物自動車運転者
62	船舶・航空機運転従事者	船長(漁労船を除く)、航海士・運航士(漁労船を除く)、水先人、船舶機関長・機関士(漁労船を除く)、航空機操縦士
63	その他の輸送従事者	車掌、鉄道輸送関連業務、甲板員、船舶技士、船舶機関員
64	定置・建設機械運転従事者	発電員、変電員、ボイラー・オペレーター、クレーン・ウインチ運転、ポンプ・ブロー・コンプレッサー運転、建設・さく井機械運転、採油・天然ガス採取機械運転

《参考3》

日本標準職業分類番号(中分類)

中分類番号	中分類名	主な職業
65	建設躯体工事従事者	型枠大工、とび職、鉄筋作業
66	建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	大工、ブロック積・タイル張、屋根ふき、左官、畳職、配管
67	電気工事従事者	送電線架線・敷設、配電線架設・敷設、通信線架設・敷設、電気通信設備工事
68	土木作業従事者	土木、鉄道線路工事、ダム・トンネル掘削
69	採掘従事者	採鉱員、石切出、砂利・砂・粘土採取
70	運搬従事者	郵便・電報外務員、船内・沿岸荷役、陸上荷役・運搬、倉庫作業、配達員、荷造
71	清掃従事者	ビル・建物清掃員、ハウスクリーニング職、道路・公園清掃員、ごみ・し尿処理、産業廃棄物処理
72	包装従事者	包装
73	その他の運搬・清掃・包装等従事者	その他の運搬・清掃・包装等従事者
99	分類不能の職業	分類不能の職業

労働者派遣事業に関するお問い合わせは…

宮崎労働局職業安定部 職業安定課 需給調整事業室

〒880-0805

宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階

電話 0985(38)8823

FAX 0985(38)8829